

新型コロナウイルス感染症に関する商品改定について 【新種保険】(2022年4月改定)

【介護保険・社会福祉事業者総合保険】

2022年4月改定(2022年4月以降始期契約を対象)において、従来はオプション特約(任意セット)として提供していた、新型コロナウイルス感染症を補償する「緊急費用補償特約」を基本契約に取り込み、すべてのご契約にセットします。

<2022年4月改定(2022年4月以降始期契約を対象)のポイント>

- 「緊急費用補償特約」の補償内容を基本契約(事故対応費用補償)に取り込み、「緊急費用補償特約」を廃止します。なお、新型コロナウイルス感染症に関する補償内容の変更はありません。

<内容> ※新型コロナウイルス感染症に関する内容のみを抜粋して記載しています。

対象契約	2022年4月1日以降始期契約(全プラン共通)	
補償内容	新型コロナウイルス感染症が施設で発生したことにより、事業者が負担した下記【対象とする費用】に掲げる事故対応費用を、1事故・保険期間中1,000万円を限度に補償	
対象とする費用	費用	説明
	消毒・清掃費用	業務の再開に向けて行う施設の消毒もしくは清掃にかかる費用
	配食費用	入居者または入所者に一時的に提供する仕出し業者から調達する食事等の費用
	食中毒・感染による移送・宿泊費用	新型コロナウイルス感染症が発生した被保険者の施設と代替宿泊施設との間の入居者または入所者の移送および宿泊にかかる費用 ただし、宿泊にかかる費用については、第三者の宿泊施設に宿泊する場合があります。